

寝たきり老人等紙おむつ補助金支給事業実施要綱

寝たきり老人等紙おむつ使用補助金支給事業

1. 趣旨

この要綱は、家庭において紙おむつを使用している寝たきり老人、認知症老人（以下「寝たきり老人等」という。）を介護している世帯に対し、紙おむつ購入にかかる補助金を支給し、在宅介護者の経済的負担の軽減と寝たきり老人等の生活の質の向上を図ることを目的とする。

2. 定義

この要綱における寝たきり老人等とは、介護保険制度の要介護状態区分が要介護1・2・3・4・5の者。紙おむつとは、紙おむつ及び尿取りパットをいう。

3. 実施方法

寝たきり老人等紙おむつ使用補助金交付申請書（様式1）、寝たきり老人等紙おむつ使用補助金支給請求書（様式2）、寝たきり老人等紙おむつ使用補助金支給事業決定・却下通知書（様式3）により下記に該当する対象者に支給する。

（1）支給対象者

当村に住所を有し在宅で生活する寝たきり老人等または村長が認める者を介護している者。但し、紙おむつの購入額が年間10,000円以上を超えている者。

（2）支給限度額

住民税世帯非課税者 年額20,000円とする。

住民税世帯課税者 年額10,000円とする。

（3）要介護状態区分基準日

該当年度中の2月1日とする。但し死亡した場合は、その時点での介護度とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成11年 4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年 4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成16年 4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年 4月1日から適用する。